

防犯住宅認定制度 申請要領

申請

申請者(協議会正会員)は、申請物件に関し、「防犯住宅認定基準確認書」を基に認定基準に適合するかを確認し、同書に**確認者が記名押印又は署名**をして、「防犯住宅認定申請書」とともに、協議会へ申請する。

※ 提出をされた書類はお返しできませんので、必ず写しを保管しておいてください。

<必要書類>

防犯住宅認定申請書(申請が複数棟ある場合は、別紙に記載のこと)

防犯住宅認定基準確認書

(補足事項やアピールしたい事項があれば補足項等記載用紙に記載のこと)

※ 同一シリーズ、団地等で申請戸数が複数ある場合は、「防犯住宅認定申請書」は1枚で構いませんが、「防犯住宅認定基準確認書」は、仕様が異なればその戸数毎に作成し、申請してください。

<申請先>

愛知県セルフガード協会

〒460-0004

名古屋市中区新栄町一丁目1番 明治安田生命名古屋ビル10階 アイホン(株)内

TEL (052)961-3501 FAX (052)685-3884



審査

審査委員会は、申請書類等により審査し、その結果を協議会に通知する。

※ 原則書類審査であるが、必要に応じて、現地調査を行うものとする。



認定

協議会は、審査委員会からの審査結果の通知を受け、役員会の承認をもって認定とし、その結果を、申請者に通知する。



手数料の納付

申請者は、協議会からの通知を受け、必要な手数料を納付する。

<手数料>

1戸当たり 2,000円

<納付先>

愛知県住宅防犯対策協議会 会計 加藤 隆義

三菱東京UFJ銀行 豊田南支店

普通 0166892



認定証明書・認定証明証・認定ステッカーの交付

協議会は、必要な手数料の納付を受けた後、申請者に「防犯住宅認定証明書」、「防犯住宅認定証」、「防犯住宅認定ステッカー」を交付する。

※ 申請者は、「防犯住宅認定証明書」、「防犯住宅認定証」、「防犯住宅認定ステッカー」の受領に際し、防犯住宅認定制度運用規定に定める「承諾事項」を承諾したものとし、申請物件先様にも「承諾事項」について説明等するものとする。